

審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	渇水時における水利使用の特例の承認	
処 分 の 概 要	水利利用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利利用者に対して、渇水が解消されるまでの間、自己が受けた第23、24条の許可に基づく水利利用の全部又は一部を行わせることができる。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第53条の2第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標 準 処 理 期 間		計 未設定
審 査 基 準	河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第五三条の二第一項の承認を行うこと。 イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。 ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。 ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第二三条及び第二四条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。 ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。 【根拠法令等】 河川法 (渇水時における水利使用の特例) 第五十三條の二 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三條及び第二十四條の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。 2 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなつた場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。 3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなつた場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。 河川法の一部を改正する法律等の運用について (H10.1.23 河政発5号)ほか	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。